# スタートアップ・ハブ・トウキョウ

## 会員施設利用規約

## 【初版】

本規約はスタートアップ・ハブ・トウキョウ(以下「当施設」という)会員の施設利用について定めるものです。御利用に際しては、本規約の内容を十分に御理解頂き、これを遵守してください。

#### 1 利用者

当施設の会員向け施設及び機材・通信環境等を利用できる者は、東京都及び東京都が本施設の運営を委託した運営事業者(以後、事務局という)が指定する、オンライン上の様式において、本規約および個別に定める「スタートアップ・ハブ・トウキョウ会員規約」及び「個人情報の取り扱い」の内容に同意したうえで申込み、事務局が入会を適当と認めた者とします。

#### 2 利用条件

当施設内における会員が利用できるスペース及び機材等は、創業・起業を考える方や創業者等が、創業準備等を行う目的で行われる活動を対象に、無料で利用提供するものです。 上記、利用条件に合わない活動の場合には、事務局が判断して利用をお断りする場合がありますのでご承知おきください。

#### 3 利用の制限

次に該当する場合はご利用できません。利用者は当施設の運営主旨を理解し、他利用者との協調と協力のもと施設の安全管理に努めてください。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (4) 学友会や同窓会活動
- (5) 反社会的な団体等の使用
- (6) 他の利用者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (7) 当ハブの設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき
- (8) 当ハブの管理・運営上、支障があると認められるとき
- (9) その他、事務局が利用条件に合わないと判断した活動目的での利用

#### 4 拠点利用の受付

利用者は当拠点受付にて、会員ID、氏名、入室時刻を所定の方法で記入・記録し、退室時

にも同様に会員ID、退室時刻を記入・記録して頂きます。

利用者には入館時に利用受付証をホルダーに入れてお渡しいたしますので、利用中は常に身につけてご利用下さい。

なお、当拠点内「会員フリースペース:ラウンジ」の予約はできません。

#### 4 当拠点「会員限定スペース」の利用

当施設には、別途定める「スタートアップ・ハブ・トウキョウ会員規約」内で規定した「プレアントレメンバー」以上のみが利用出来るスペースがあります。利用範囲については、都度変更があるので、入室時に受付カウンターにて、適時確認を行ってください。

また、プレアントレメンバー以上の場合は、会員限定スペースの予約を行うことができます。 詳細については、受付カウンターにて対応します。

#### 5 当拠点の所在地と利用時間

所在地: 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル低階層1階

運営時間: 平日 10時00分~22時00分 (但し、入館受付は21時まで)

土日祝10時00分~18時00分(但し、入館受付は17時まで)

なお、年末年始や施設の管理運営上の保守点検日等はお休みとなります。

## 6 利用可能設備、備品について

利用者は次の設備の利用が可能です。併記する事項を遵守して利用下さい。

- (1)電源の利用:家庭用100Vを提供します。電源タップケーブルよりPC等への電源利用が可能です。利用者1人あたり1口の使用といたします。
- (2)無線LANの利用が可能です。セキュリティ対策は利用者の責任により行ってください。
- (3) 空調、照明は共用です。室温や照度の調節は事務局にて行いますので、スイッチ等に触れないでください。
- (4) 当拠点会員内、及びビル館内は全面禁煙です。建物内に喫煙スペースはありません。
- (5)利用時に出たゴミは原則お持ち帰りください。ゴミの持ち込み、放置はお断りします。
- (6)当ハブに駐車場・駐輪場はございません。来場に際しては公共交通機関等を利用 いただくか、別途費用を負担して近隣の駐車場を御活用下さい。。
- (7)利用者が使用できるコピー機、プリンターについては、受付カウンターにてお申込みください。実費でご提供いたします。
- (8) 当施設における飲食は原則許可いたしますが、周囲環境への配慮、利用後の衛生保持などモラルをもってご利用ください。事務局が不適当とみなした場合は、退去いただく場合もありますのでご注意ください。

## 7 利用者の責務・禁止事項

利用者は次の事項を遵守してください。

- (1)利用者は常に善良なる利用者の注意をもって当ハブ及び設備・備品を利用してください。
  - (2)利用に際して、当ハブの設備及び備品を棄損・汚損・滅失したり、他の利用者に損害を 与えたりした場合、直ちに当センター事務局職員にその旨を連絡し指示に従ってください。 この場合、利用者は運営事業者及び相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
  - (3)飲食において、アルコールを持ち込んで良いのは 18 時以降限定となります。 なお、利用者が未成年者の場合、同席者に未制作が含まれる場合が厳に持ち込みを禁止 いたします。当日、利用者の年齢確認をさせていただく場合がございます。万一、未成年 者が含まれていた場合は、その段階で即刻利用を中止とさせていただきます。

#### 8 免責

- (1)利用者が他の利用者の所有物等を棄損・汚損しても東京都及び運営事務局はその損害を賠償する責を負いません。
- (2)利用中に生じた利用者の所有物の盗難・棄損については、その原因に関わらず、東京都及び運営事務局はその損害を賠償する責を負いません。
- (3)東京都及び運営事務局は、事務局の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負いません。
- (4) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても東京都及び運営事務局はその損害を賠償する責を負いません。
- (5) 当拠点の電源及び無線LANを利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の 事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても東京都及び運営事務局はその損 害を賠償する責を負いません。

## 9. 規約の変更

東京都は必要に応じ、本規約を変更できるものとします。

## 附則

この規約は、平成29年1月1日から施行します。

#### 制改定履歷

制定平成29年1月1日【初版】